

資料の記録・保管・活用等の適否を判断する選定評価項目と 短期利用の保管・長期利用の保管の必要性

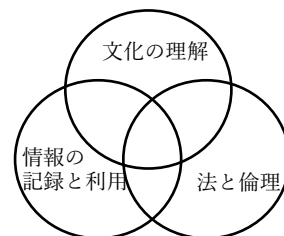
眞喜志 悦子, 谷 里佐, 後藤 忠彦 (岐阜女子大学)

デジタルアーカイブの開発には、まず「何をどのように収集し、保管するか」との目的を決め、素材の収集・記録・保管から始める。このとき、どのような観点で素材を選択し、開発を進めるか岐阜および沖縄での事例を取り上げてその概要を説明する。

1. デジタルアーカイブの初期（2000年頃）の素材の選定

2000年当時は、次のようなデジタルアーカイブの基本的な3つの観点から選定していた。

- ① 文化資料（過去や現在の記録、文化活動、文化財等）の社会的・文化的背景や意義、価値を評価し資料を選じた
- ② デジタル技術を使い、多様な記録・保管・流通ができる
- ③ 記録・保管・利用にあたって著作権・肖像権・プライバシー保護に配慮した対応ができる



2. オーラルヒストリー等の収集・記録・保管・流通で多様な課題が出てきた

オーラルヒストリーの収集、映像・音声の記録・保管は、1990年代から始まり、2000年以降は多くの話しが収集・記録されてきた。そこで次のような事項が課題となってきた。

- ① 差別用語 … 昔の話の中には、現在では差別用語として使われていない言葉がある。歴史的な話し、民話等の中には、差別用語がよく話されている。現在の話しの中に出てくる差別用語は、事前に使わないようお願いし、もし話されたときは後で削除の同意を得ている。しかし、歴史的な話しの中での差別用語は、現在も学会等で記録の適否について議論がされている。
- ② 人物評価 … プライバシー保護の観点からも課題である。話しの中の人物評価に関する内容のものには、歴史的な評価もあり、話しの骨子に関わることも多い。
- ③ 戦中・戦後のオーラルヒストリーの課題 … 戦中・戦後の話しの中には、悲惨な話し

があるが、その中でも人間性を疑う話もあり、その公開に対し、外国からファイルが破壊されると心配され、注意を受けたことがある。

3. その他の収集・記録・保管・流通での多様な課題

① 国等による規制 … ときには削除されることも

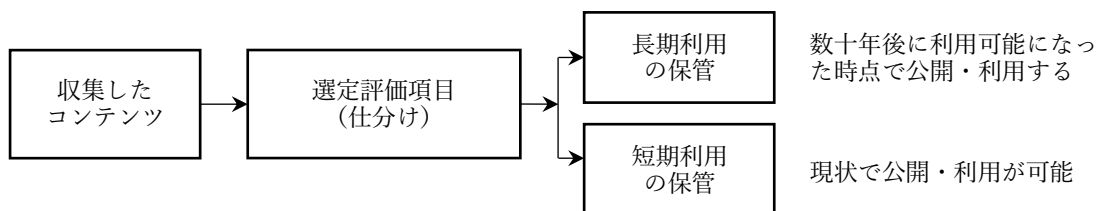
多くの国では、「人々のために、人民のために、国のために」との名目で規制されることもある。日本においても気がかりな表現が見られるようになりだした（戦時中の、国民のため、国のためと各種の規制があった大政翼賛会の時代を思い出す）。確かに規制が必要な事例もあるため、デジタルアーカイブ機関、学会等でガイドラインの作成が必要である。

② 収集・記録での課題 … 地域の慣習、常識等に対応

地域の行事、宗教活動、生活等では、昔からの慣習や伝承で収集・記録すべきでない事項や場所、方向等がある。地域でこれらの情報を事前に得て対応すべきである。

4. 保管の方法の検討 … 短期利用の保管、長期利用の保管

すぐにでも利用可能なコンテンツと、現状では利用が困難なコンテンツがあり、これらを選定評価する項目を決め、仕分けすべきである。つまり、図のように短期利用の保管と長期利用の保管に仕分けをして、現状では公開が困難なコンテンツでも、数十年後の公開・利用を可能にするべきである。



5. 選定評価項目の設定

先述したものも含めて、デジタルコンテンツの収集・保管・流通には多様な課題があり、これらを2011年頃に次のように選定評価項目にして整理した。

《資料評価項目》

- ① 保管・流通利用目的 … 1-②
- ② 慣習・権利（著作権、プライバシー、所有権等） … 2、3-②
- ③ 社会的背景評価 … 社会的要請や記録者の心情的な配慮、収集記録の条件等
- ④ 文化的内容の適否 … 1-①、2、3
- ⑤ 利用者の状況（教育的な配慮も含む） … 利用者に役立つものか等
- ⑥ 利用環境（提示利用の状況） … 提示機器、場所など利用環境等
- ⑦ 保管の安全上の課題 … 3

これらは、今後の収集・記録・保管にあたり、デジタルコンテンツの共有・保管・流通、さらに利活用での選定に役立つように社会の情勢等に配慮した更新が必要である。